

登別市温暖化対策実行計画

(事務事業編)

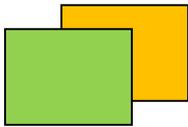
第2期

2022（令和4）年度 ▶ 2030（令和12）年度

登 別 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 温暖化対策実行計画（事務事業編）とは	1
1-2 計画策定の背景	1
1-3 計画期間及び基準年度	2
1-4 計画の対象範囲	2
1-5 対象とする温室効果ガス	3
1-6 温室効果ガス排出量の単位及び算定手法等	3
1-7 計画に関連するSDGsのゴール	4
第2章 温室効果ガス排出量の実態と削減目標	5
2-1 基本理念及び基本方針	5
2-2 基準年度と直近年度における温室効果ガスの排出状況	6
2-3 削減目標	8
（1）削減目標の設定の考え方	8
（2）削減目標を達成するために必要な主な取組	9
（3）温室効果ガスの項目別削減目標	11
（4）温室効果ガス排出量の算定に用いる活動量データ	12
第3章 温室効果ガス排出量削減のための具体的取組	13
第4章 計画の進行管理	17
4-1 推進体制	17
4-2 進行管理の仕組み	18



第1章 計画の基本的事項

1-1 温暖化対策実行計画（事務事業編）とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）では、地球温暖化対策の総合的な計画として、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、この計画は大きく分けて、「事務事業編」と「区域施策編」から構成されています。

このうち、「事務事業編」は、同法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画であり、全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。

1-2 計画策定の背景

登別市（以下「本市」という。）では、2000（平成12）年度に「登別市温暖化対策推進実行計画」、2005（平成17）年度に「第2期登別市温暖化対策推進実行計画」を策定し、本市のすべての事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するための取り組みを実施してきました。第2期計画では、2004（平成16）年度を基準年度と定め、計画期間を2006（平成18）年度から2012（平成24）年度までとし、2010（平成22）年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度の8%削減することを目標として取り組んできました。

その後、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）受け、2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、2017（平成29）年に「登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための取組を推進してきました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の5年ぶりの改訂が行われ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）の改訂も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、北海道においても国の方針と同様、事務・事業における温室効果ガスの排出量を2030年度までに50%削減（2013年度比）する目標を掲げています。

このような国内外の様々な情勢の変化に加え、2021（令和3）年度に第1期登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間が終了することから、この度「第2期登別市温暖化

対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

ゼロカーボンシティの表明

登別市では、国や北海道の二酸化炭素排出削減目標の達成の一助となるべく、また、国際社会の一員として、自然エネルギーの活用や省エネルギーの対策など、環境に配慮した取組をこれまで以上に進め、持続可能なまちづくりを実現していく必要があることから、2022（令和4年）年2月に、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しました。

1-3 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までとします。

基準年度については、第1期計画においては、2017（平成29）年の計画策定時点の直近実績の年度である、2016（平成28）年度としていましたが、本計画における基準年度については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）環境省環境省大臣官房環境計画課（2022（令和4）年3月）」において2013（平成25）年度を基準年度とすることが推奨されていること、また、本市の区域全体の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「登別市温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年度との整合を図ることから、2013（平成25）年度を基準年度とします。

なお、本計画の内容については、社会情勢の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行います。

1-4 計画の対象範囲

本計画の対象となる範囲は、本市が行う全ての事務・事業とし、対象とする施設は、出先機関を含む本市の全ての施設とします。ただし、外部への委託や請負等により実施する事務・事業については、指定管理者施設の運営に係るものを除き、計画の対象外とします。

また、廃棄物の処理（一般廃棄物等の焼却、埋め立て及び下水・し尿処理）に係る温室効果ガスの排出については、第1期計画では算定対象項目から除くこととしていましたが、本計画においては、「本市が行う全ての事務及び事業を対象範囲とする」という考え方に基つき、算定に含めることとしました。

1-5 対象とする温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類のうち、市の事務事業の中で排出量の把握が困難である、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）を除く、表1-1に示す4種類のガスを対象とします。

表 1-1 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	主な排出源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用、暖房用燃料（灯油・A重油・液化石油ガス（LPG））の使用、車両用燃料（ガソリン・軽油）の使用、用紙類の使用、廃棄物の焼却
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、廃棄物の焼却、下水等の処理
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行、廃棄物の焼却、下水等の処理
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用等

1-6 温室効果ガス排出量の単位及び算定手法等

- ・温室効果ガス排出量の単位は、t-CO₂（二酸化炭素換算）とします。
- ・温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策推進法施行令（平成11年政令第143号。以下「施行令」という。）及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）環境省環境省大臣官房環境計画課（2022（令和4）年3月）」に定める排出係数及び算定手法を参考とします。
- ・電気の排出係数は、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、削減目標の達成の点検にあたっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することとします。
- ・紙類については、「カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン（平成23年4月 環境省）」に定める排出係数を用います。

1-7 計画に関連するSDGsのゴール

本計画に特に関わりの深いSDGsのゴールは次のとおりです。

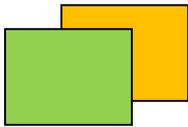


<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標 7</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
--	---

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 1 1</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
--	---

<p>12 つくる責任つかう責任</p> 	<p>目標 1 2</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
---	--

<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標 1 3</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
---	--



第2章 温室効果ガス排出量の実態と削減目標

2-1 基本理念及び基本方針

本市では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の基本理念及び基本方針により取り組んでいきます。

基本理念

登別市は、豊かな海と四季の変化に富んだ自然環境を有するとともに、多種多様な泉質と景勝地にも恵まれた自然豊かな人々の心を和ませるまちです。

登別市の豊かな自然環境を守り育み次世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政が一体となり、環境保全・省資源・省エネルギー型生活への意識啓発など、全市的な環境保全活動と環境負荷の軽減に取り組めます。

これを踏まえ、登別市は、市の事務・事業を遂行するにあたって、「登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギーの推進に努めます。

基本方針

- 1 登別市環境基本計画（第3期）に基づき、環境に関する施策を推進します。
- 2 市役所が市域における温室効果ガス排出量の大きい事業体であることを、職員一人ひとりが認識し、温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与することを目指します。
- 3 温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、実態及び取り組み成果等を公表し、市役所が市民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2-2 基準年度と直近年度における温室効果ガスの排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）と直近年度（2020（令和2）年度）の温室効果ガス排出量を表2-1に示します。

前計画期間を含めたこれまでの期間では、本庁舎照明等のLED化や、排出係数の低い新電力の利用、公用車への電気自動車の導入などによって、温室効果ガス排出量は、基準年度の22,776 t-CO₂に対して、直近年度は21,240 t-CO₂と約7%の削減となっています。

表2-1 基準年度と直近年度の項目別温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂、二酸化炭素換算値)

項目		基準年度 平成25年度 (2013) 排出量	直近年度 令和2年度 (2020) 排出量	増減率 (%)
燃料の使用	灯油	1,624	1,707	5.1
	A重油	485	529	9.1
	液化石油ガス	250	360	44.0
電気の使用		3,704	2,662	△ 28.1
公用車の使用	ガソリン	160	146	△ 8.8
	軽油	81	99	22.2
	走行等	7	7	0.0
用紙類の使用		30	26	△ 13.3
一般廃棄物等の処理	焼却	9,573	10,119	5.7
	電気	3,706	3,177	△ 14.3
	燃料	205	176	△ 14.1
下水等の処理	処理	255	251	△ 1.6
	電気	2,681	1,977	△ 26.3
	燃料	15	4	△ 73.3
合計		22,776	21,240	△ 6.7

※「一般廃棄物等の処理」については、白老町分の処理量も含めた算定（地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（環境省）のQ&Aを参考）としています。また、白老町からの可燃ごみ受入が2014（平成26）年度に再開となっていることから、一般廃棄物等の処理については、当該年度のデータを基準年度に反映しています。

2020（令和2）年度における項目別の温室効果ガス排出割合を図2-1に示します。項目別にみると、一般廃棄物等の処理が63.4%と最も多く、次いで、電気の使用が12.6%、燃料の使用が12.2%となっています。

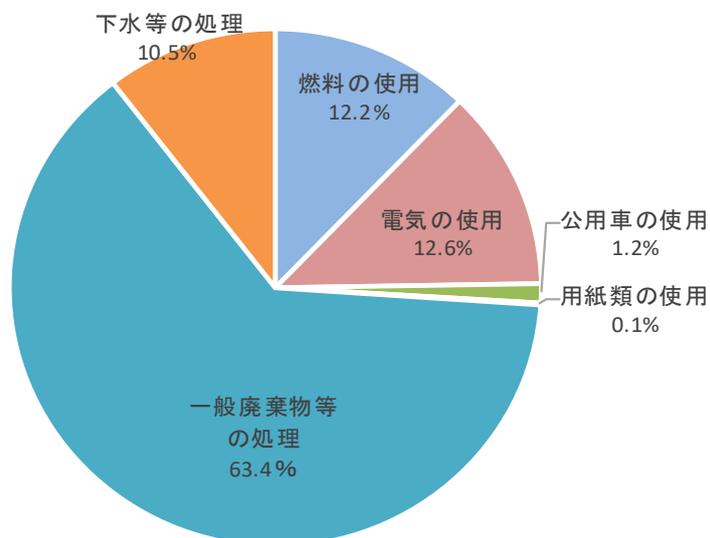


図2-1 2020（令和2）年度における項目別の温室効果ガス排出割合（CO₂換算）

2020（令和2）年度における温室効果ガス種類別の排出割合を図2-2に示します。種類別にみると、9割以上を二酸化炭素（CO₂）が占めています。

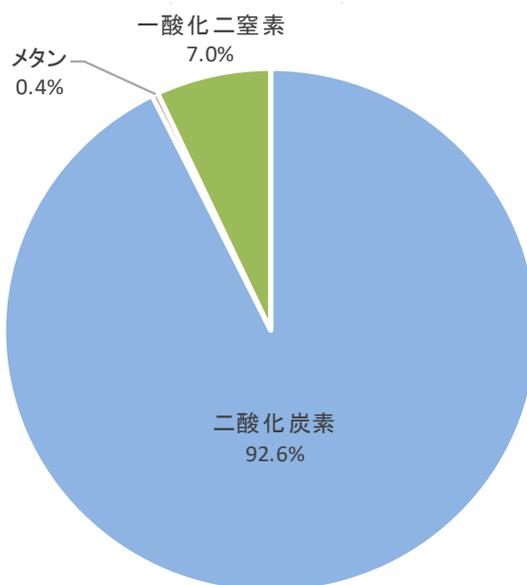


図2-2 2020（令和2）年度における種類別の温室効果ガス排出割合（CO₂換算）

2-3 削減目標

(1) 削減目標の設定の考え方

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）環境省環境省大臣官房環境計画課（2022（令和4）年3月）」では、地方公共団体実行計画（事務事業編）の2030年度の削減目標については、原則として政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいとされています。

北海道では、「第5期 道の事務・事業に関する実行計画」において、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度の排出量に比べ、50%削減することを目標として掲げております。

本市においては、国や北海道の考え方と整合性を図るとともに、「ゼロカーボンシティ挑戦」を表明したところであることから、「2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度の排出量に比べ、50%削減する」ことを削減目標とします。

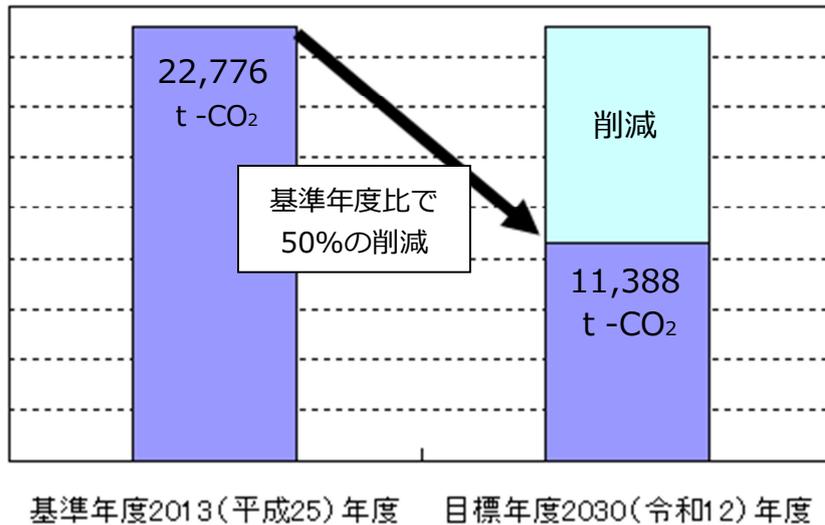


図 2-3 温室効果ガス排出量削減イメージ

(2) 削減目標を達成するために必要な主な取組

基準年度（2013（平成 25）年度）から目標年度（2030（令和 12）年度）までに、温室効果ガス排出量を基準年度比で 50%削減するという目標を達成するためには、現状（令和 2 年度）に対して、次のような取組が必要となります。

図 2-4 に削減目標達成へ向けた取組のイメージを示します。

ア ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）庁舎の整備

令和 8 年供用開始を予定している市役所本庁舎については、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー量を削減した建築物である ZEB Ready を目指します。

イ 公用車への電動車等^{*}の導入

特殊車両等、代替可能なものがない場合を除き、目標年度（2030（令和 12）年度）までに、現在の公用車のうち 50%以上を電動車等とすることを目指します。

※電動車等：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車

ウ 再生可能エネルギー電力の導入

年 1%の電力使用量の削減を図るとともに、目標年度（2030（令和 12）年度）までに、市の公共施設で調達する電力の 30%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。

エ 紙類の使用量の削減

内部会議資料のペーパーレス化や、電子決裁システムの導入などにより、目標年度（2030（令和 12）年度）までに、市の事務事業で使用する紙類の使用量を現在より 50%以上削減することを目指します。

オ 廃プラスチック類の焼却量等の削減

排出割合の約 6 割を占める「一般廃棄物等の処理」部門での削減は必要不可欠です。新たな分別の導入により目標年度（2030（令和 12）年度）までに、特に廃プラスチックの焼却量を 60%以上削減することが求められます。

カ その他の取組

上記のア～オの取組のほか、LED照明や省エネルギー設備の導入、節水・節電・エコドライブなどの職員の省エネ行動の推進を目指します。

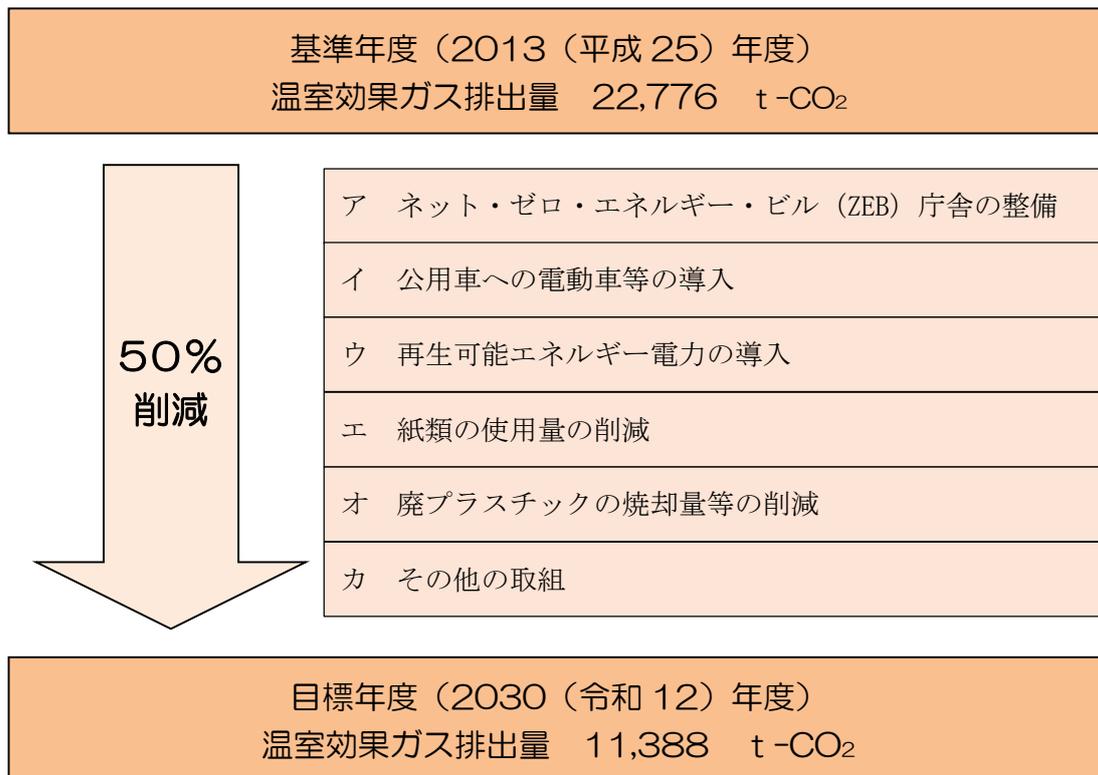


図 2-4 削減目標達成へ向けた取組のイメージ

(3) 温室効果ガスの項目別削減目標

目標年度（2030（令和12）年度）における温室効果ガス排出量の目安を表2-2に示します。

表2-2 目標年度における温室効果ガス排出量の目安

（単位：t-CO₂、二酸化炭素換算値）

項目	基準年度 平成25年度 (2013)	目標年度 令和12年度 (2030)			
		排出量	基準年度比		
			削減量	削減率(%)	
燃料の使用	2,359	2,245	△ 114	△ 4.8	
電気の使用	3,704	1,640	△ 2,064	△ 55.7	
公用車の使用	248	125	△ 123	△ 49.6	
用紙類の使用	30	15	△ 15	△ 50.0	
一般廃棄物等の処理	焼却	9,573	3,949	△ 5,624	△ 58.7
	燃料・電気	3,911	1,920	△ 1,991	△ 50.9
下水等の処理	処理	255	244	△ 11	△ 4.3
	燃料・電気	2,696	1,250	△ 1,446	△ 53.6
合計	22,776	11,388	△ 11,388	△ 50.0	

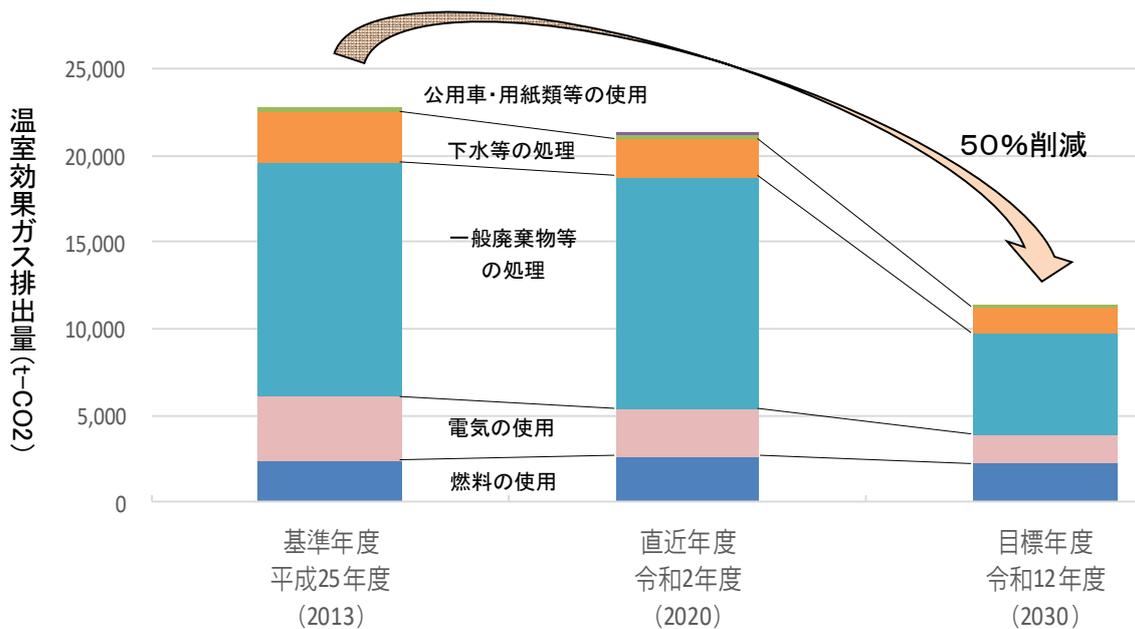


図2-4 温室効果ガス排出量の推移

(4) 温室効果ガス排出量の算定に用いる活動量データ

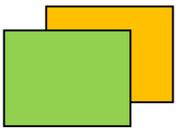
温室効果ガス排出量の算定に用いた主な活動量を表 2-3 に示します。

表 2-3 主な活動量のデータ

項目		単位	基準年度 平成25年度 (2013)	目標年度 令和12年度 (2030)	増減率 (%)	
燃料	灯油	ℓ	652,332	606,509	△ 7.0	
	A重油	ℓ	179,000	151,680	△ 15.3	
	液化石油ガス	kg	83,398	107,872	29.3	
電 気		kWh	5,463,197	4,651,978	△ 14.8	
公用車	燃料	ガソリン	ℓ	68,999	31,385	△ 54.5
		軽油	ℓ	31,364	19,094	△ 39.1
	走行量	ガソリン車	km	760,127	279,266	△ 63.3
		ディーゼル車	km	80,578	33,423	△ 58.5
	HFC封入カーエアコン		台	91	108	18.7
用紙類の購入枚数		枚	15,387,537	7,708,145	△ 49.9	
一般廃棄物等 の処理	一般廃棄物焼却量		t	21,610	13,404	△ 38.0
	うち廃プラスチック類の焼却量		t	2,983	1,078	△ 63.9
	下水道汚泥等の焼却量		t	2,953	2,284	△ 22.7
	電気		kWh	5,465,821	4,123,164	△ 24.6
	A重油		ℓ	70,000	54,900	△ 21.6
下水等の処理	下水処理量		m ³	3,665,710	3,496,820	△ 4.6
	電気		kWh	3,953,766	2,960,587	△ 25.1

※燃料使用量については、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号、令和 3 年 3 月 31 日一部改正）」による「事業者はエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1%以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で措置の実現に努めるものとする」を参考とし、一律、基準年度比で約 10%（年 1%）の削減を目安とした。電気使用量の削減も同様の考え方とした。

※下水処理量については、過年度実績をもとに将来の処理量を推計した（本計画での独自推計）。



第3章 温室効果ガス排出量削減のための具体的取組

温室効果ガス排出量を削減するための取組例を表 3-1、表 3-2 に、吸収作用の保全及び強化のための取組例を表 3-3 に示します。

表 3-1 温室効果ガス排出量を削減するための取組例（全職員に関わる取組）

項 目		取組内容の一例
全職員 (日常業務) に関わる 取組	空調	・使用されていない部屋の空調は停止する
		・暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める
		・クールビズ、ウオームビズに努める
		・ブラインドやカーテンを活用し、日射による室温上昇の抑制に努める
	給排水・給湯	・冬季以外の給湯供給期間の短縮に努める
		・節水に努める
		・蛇口や水洗トイレの流入量の適正な管理を徹底する
	照明	・必要のない照明はこまめに消灯する
		・始業前や昼休みは照明の消灯に努める
		・残業は極力避け、急遽残業する場合は、就業エリアを考慮した必要最小限の点灯に努める
		・廊下、共用スペースなどでの間引き消灯に努める
		・定期的に照明機器の清掃を実施する
	昇降機	・昇降機の職員使用は必要最小限とする
	通勤・公用車利用・エコドライブ推進	・通勤時における公共交通機関の利用及び徒歩通勤を推進する
		・燃費を考慮した効率的な運転に努める
		・アイドリングストップを行う
		・走行ルートの合理化に努める
・相乗り等により効率的に公用車を使用する		
	・カーエアコンは適正な温度に設定し、無駄な冷・暖房の使用を控える	
用紙類	・ミスコピーの防止に努める	

全職員 (日常業務) に関わる 取組	用紙類	・両面コピー・両面印刷により、紙使用量を削減する
		・会議資料はページ数や部数を必要最小限とするか、電子データにより配布する
		・内部資料等の情報共有は庁内メール等により電子データで行う
		・職員個人で保有する参考資料等は印刷せず電子データにより保管する
		・冊子・パンフレット・ポスター・報告書などの印刷物について、発行部数やページ数などを十分検討し、必要最小限とする
		・封筒、ファイルなどの再利用を推進する
	廃棄物・ リサイクル	・ごみの分別を徹底し、資源化を促進する
		・割り箸・紙コップの使用を控え、マイカップ等の利用を推進する
		・レジ袋使用の削減を図るため、マイバック等を使用する
	物品購入・使用	・グリーン購入法に基づく物品等の調達を推進する
		・備品、事務用品等の長期使用を図る
		・使用していないOA機器は待機モードにする。または電源を切る
		・長時間にわたって退席する時は、使用しないOA機器の電源を切る
		・退庁時には、主電源を切り、休日前にはプラグを抜く
		・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する

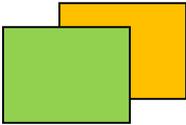
表 3-2 温室効果ガス排出量を削減するための取組例（施設管理業務に関わる取組）

項 目		取組内容の一例
施設管理 業務に 関わる 取組	空調	・使用されていない部屋の空調停止に努める
		・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化に努める
		・空調設定温度、湿度の適正化を図る
		・空調対象範囲の細分化を推進する
		・ファンへの省エネベルトの導入に努める
		・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新を推進する
		・全熱交換器の導入を検討する
		・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入に努める
		・その他、電気製品購入における省エネルギータイプの製品選択に努める
		・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃を励行する
	熱源	・冷温水出口温度の適正化に努める
		・熱源機の停止時間における電源の遮断に努める
		・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新に努める
		・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新を推進する
		・ヒートポンプシステムの導入を検討する
		・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化に努める
	排水・給湯	・給排水ポンプの流量・圧力を適正化する
		・給湯温度・循環水量を適正化する
		・水を使用する機器の更新時は、節水タイプの製品選択を徹底する
		・水漏れ点検を励行する
	照明	・LED照明器具への更新を推進する
		・高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新を推進する
		・照明対象範囲の細分化を推進する
		・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新を推進する
		・人感センサーの導入を検討する
		・高効率ランプへの更新を推進する
	昇降機	・昇降機の保守点検を定期的実施する
・インバータ制御システムの導入を検討する		

施設管理 業務に 関わる 取組	受変電	・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）を推進する
		・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止に努める
		・エネルギー損失の少ない変圧器への更新を推進する
		・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）を推進する
	建物	・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入について検討する
		・高断熱ガラス・二重サッシの導入を検討する
		・再生可能エネルギー電力の調達を検討する
	車両	・電動車等を導入する
		・特殊車両の更新時は、可能な限り環境に配慮した車両の導入に努める
	その他	・新たなごみの分別（特に、プラスチックごみ、紙類ごみ、生ごみ）の導入を検討し、クリンクルセンターでの一般廃棄物の焼却処理量を削減する
		・電子決裁システムの活用によりペーパーレス化に努める
		・ノー残業デーを励行する
		・環境に関する研修会等に積極的に参加するよう促す
		・各グループにおける意識啓発等を図る
		・職員が環境保全活動等に参加しやすい職場環境づくりに努める

表 3-3 吸収作用の保全及び強化のための取組例

項 目	取組内容の一例
森林吸収源対策	・市有林について、植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る
	・公共建築物への木材利用を促進する
	・森林害虫獣害の防止、林野火災予防対策を推進する
都市緑化等の推進	・道路、公園等において緑化を推進する
	・建築物の屋上などの新たな緑化空間を創出する



第4章 計画の進行管理

4-1 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、職員一人ひとりが各所属において自主的かつ積極的に行動していくことが大切です。そのために、計画の推進体制の整備を図ることが必要となります。

本計画における推進体制は、市長を会長として組織する登別市環境保全政策推進会議（以下「政策推進会議」という。）が中心となり、目標達成のための行動及び意識啓発を促してまいります。

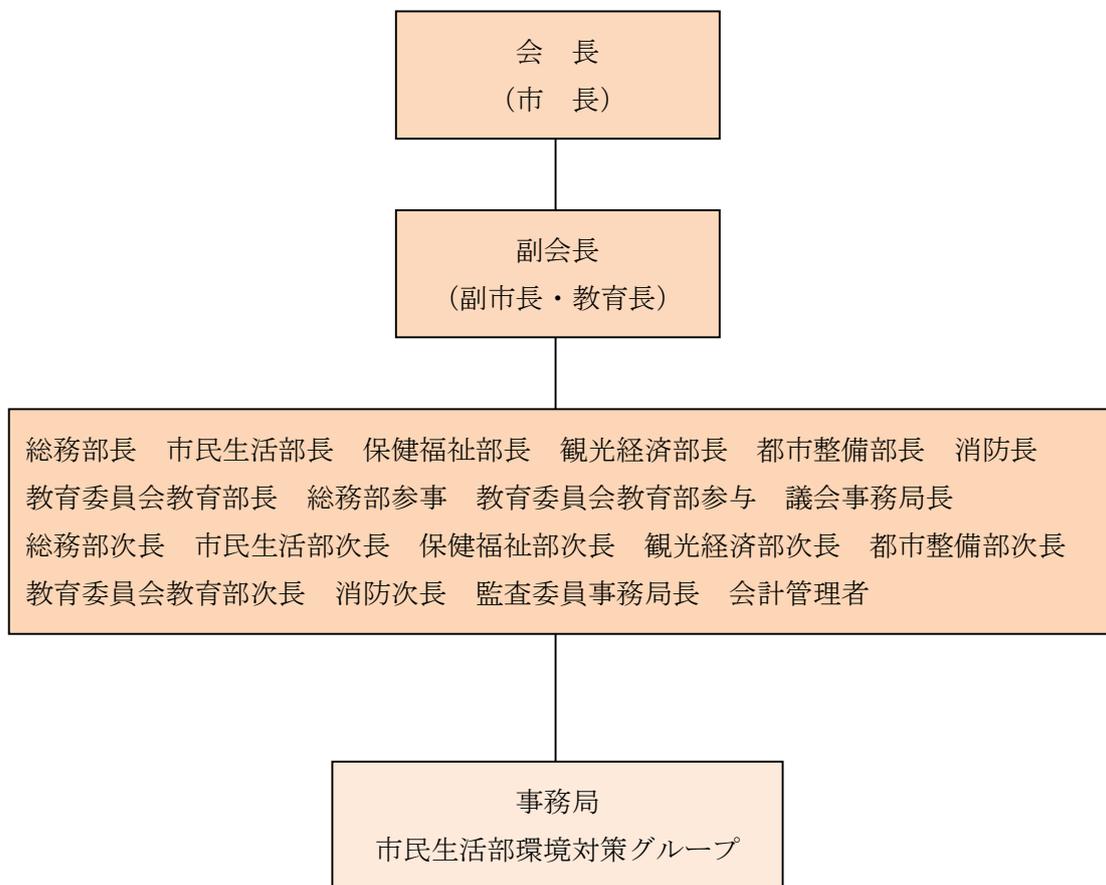


図 4-1 登別市環境保全政策推進会議の組織図

4-2 進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、図 4-2 のとおり P D C A サイクルで行います。

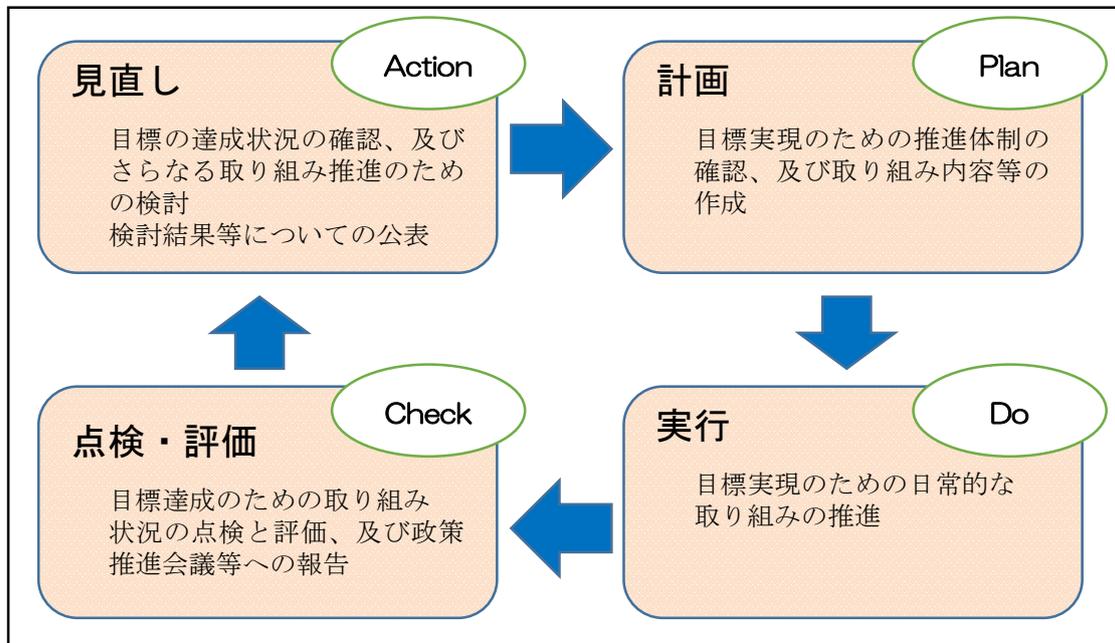


図 4-2 進行管理の仕組み

• 計画 (Plan)

総括主幹等は、第 2 章に示した目標を達成するために、本計画の重要性及び第 3 章に示した取組の実施等について、主査及び職員等に周知徹底を図り、取り組みを励行する。

• 実行 (Do)

主査及び職員等は、総括主幹等の指示に基づき、目標の達成に務める。

• 点検・評価 (Check)

主査は、1 年に 1 回、目標の達成度の評価を行い、総括主幹に報告する。

総括主幹等は、主査からの報告を踏まえてグループ内の取組を総括し、目標の達成状況を 1 年に 1 回、環境対策グループに提出する。

• 見直し (Action)

環境対策グループ (政策推進会議事務局) は、各グループにおける本計画目標値の達成状況を総括し、毎年 1 回政策推進会議に報告する。

政策推進会議は、事務局からの報告を踏まえて、毎年、本計画目標値の達成状況や取り組みの成果等に関し総括し、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行う。

• 実績の公表

政策推進会議事務局は、政策推進会議に諮り、地球温暖化対策推進法に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について公表する。

登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）

第 2 期

2022（令和 4）年度▶2030（令和 12）年度

令和 4 年 7 月

登別市市民生活部環境対策グループ

〒059-0002

登別市幸町 2 丁目 5 番地

電話 0143-85-2958